

令和3年度 公衆浴場における衛生管理講習会

施設のレジオネラ対策

③ 公衆浴場・旅館業の入浴設備の管理

東京都多摩府中保健所

生活環境安全課

環境衛生担当

設備の管理方法

(1) 浴槽水等の管理

- ▶ 常時、満杯の状態を維持する。
- ▶ 毎日完全に換水し、浴槽の清掃を行う。
- ▶ 塩素系薬剤による消毒を行い、遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に維持する。
(これにより難しい場合は、塩素消毒と他の消毒方法を併用するか
モノクロラミンによる消毒を行う。 **NEW!**)
- ▶ 湯栓やシャワーは定期的に点検し、使用頻度に応じて、通水やシャワーヘッド等の清掃・消毒を行う。 **NEW!**
- ▶ 【循環式浴槽の場合】レジオネラ属菌の検査を年1回以上、循環系統ごとに行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認する。

設備の管理方法

(2) 集毛器の清掃

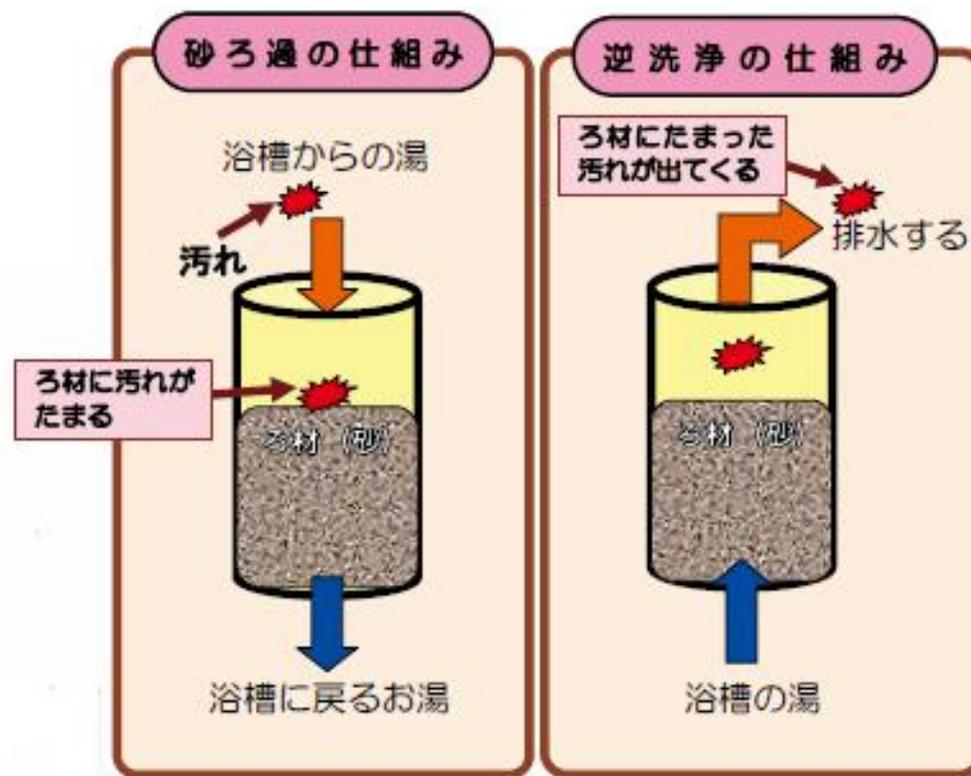
- ▶ 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃は毎日行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去してください。網カゴと併せて、集毛器本体の内壁についても清掃を行います。



設備の管理方法

(3) ろ過器の清掃

- ▶ ろ過器は、週1回以上逆洗浄を行ってください。
- ▶ 逆洗浄出来ない方式の場合は、適宜ろ材を交換してください。



設備の管理方法

(4) ろ過器・配管等の消毒

① 定期的な消毒

ろ過器と浴槽水を循環させる配管は、週1回以上、定期的に消毒を行ってください。
消毒方法としては、高濃度塩素消毒や高温消毒などがあります。

●高濃度塩素消毒

(例)5～10mg/L程度の遊離残留塩素濃度で数時間循環させる。

●高温消毒

(例)60℃以上に加熱した高温水を数時間循環させる。

設備の管理方法

(4) ろ過器・配管等の消毒

② 生物膜の除去

浴槽の循環配管は、定期的な消毒のほか、年1回程度は生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には除去を行いましょう。

なお、水質や薬品、設備等に関する専門的な知識に基づく対応が必要な除去方法については、専門の業者などに依頼して実施してください。

●高濃度塩素消毒

(例)レジオネラ属菌が検出された場合や、配管などに定着した生物膜の除去を目的として行われる高濃度塩素による消毒では、遊離残留塩素濃度を通常の定期的な消毒よりも高い40～50mg/L程度に維持して5～8時間程度循環させる。

●その他の方法

(例) 過酸化水素水などの薬品を用いて行う化学洗浄や高圧洗浄などの物理的な方法等。

設備の管理方法

(5) 貯湯槽 貯留する湯の対象を拡大 **NEW!**

- ▶ 月1回以上の点検を実施する。（密閉状況、破損箇所の有無、内部の汚れ等）
- ▶ 槽内の温度を常時60度以上に保持する。（困難な場合は塩素消毒を行う。）
- ▶ 貯湯槽内部の清掃・消毒は、年1回以上行う。
- ▶ 開放型の貯湯槽は点検口から内部の状況を確認し、適時清掃と消毒を実施する
- ▶ 密閉型の貯湯槽はメーカーの説明書等を参考に、適切に管理する。



設備の管理方法

(6) 調節槽 (調整箱) **NEW!**

- ▶ 調節槽内部の汚れ状況を随時点検する (月1回以上)。
- ▶ 定期的に清掃 (年1回以上)、消毒※ (週1回以上) を行い、ぬめり等を除去する。

※配管の消毒方法と同様



調節槽（調整箱）ではレジオネラ属菌が 増殖しやすい

表1 シャワー水のレジオネラ属菌検査結果

| 施設 | | 調査施設 | 検出施設 |
|--------|---------------|------------|-----------|
| 公衆浴場 | 普通公衆浴場 | 12施設（24検体） | 6施設（11検体） |
| | その他の公衆浴場 | 10施設（18検体） | 0施設（0検体） |
| 社会福祉施設 | | 12施設（21検体） | 0施設（0検体） |
| 旅館業 | | 7施設（7検体） | 0施設（0検体） |
| 合計 | | 41施設（70検体） | 6施設（11検体） |

※ 病原微生物検出情報（IASR）2010年11月号より

調節槽（調整箱）ではレジオネラ属菌が 増殖しやすい

| 施設 | 男 | 女 |
|----|-----|-----|
| A | <10 | 20 |
| B | <10 | <10 |
| C | 10 | 10 |
| D | <10 | <10 |
| E | <10 | <10 |
| F | 140 | 210 |
| G | <10 | <10 |
| H | 120 | 680 |
| I | <10 | <10 |
| J | <10 | <10 |
| K | 90 | 50 |
| L | 50 | 650 |

表2 シャワー水の水質検査結果
(単位：CFU/100mL)

浴槽水の基準：検出されないこと
<10：検出限界値未満

※ 病原微生物検出情報 (IASR)
2010年11月号より

設備の管理方法

(7) 気泡発生装置等 **NEW!**

- ▶ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備
- ▶ 適宜、清掃を行い、配管消毒と同様に消毒する。
- ▶ 消毒は、気泡発生装置等を運転させて行う。
- ▶ 定期的に空気取入口の点検・清掃を行う。



維持管理記録の保存

▶ 次の記録は、3年間保存してください。

- ① 貯湯槽の点検・清掃等 **NEW!**
- ② 貯湯槽内の湯の温度（遊離残留塩素濃度） **NEW!**
- ③ ろ過器の逆洗浄
- ④ 循環配管の消毒
- ⑤ 集毛器の清掃
- ⑥ 浴槽水の遊離残留塩素濃度
- ⑦ 浴槽水のレジオネラ属菌検査結果
- ⑧ 調節槽の点検・清掃等 **NEW!**